

横浜市歯科口腔保健推進計画 骨子案の概要について

計画期間：令和3年度から令和4年度末まで
令和5年度以降は第3期健康横浜2.1に統合

計画の目的

市民が生涯にわたって健康を維持し、その人らしくイキイキと暮らしていくために、

- 各ライフステージ・対象像に応じた特性を踏まえた施策の方向性
- 市民、歯科医療等の関係機関・団体と、行政等の役割

を明確にし、市民の歯と口腔の健康づくりを着実に推進する。

計画の位置付け

- 「横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例」第9条の規定に基づき、「歯科口腔保健の推進に関する法律」、国が示す「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を踏まえて策定
- 市の総合的な健康づくりの指針である「健康横浜2.1」との統合を見据えた内容とするとともに、「よこはま保健医療プラン」、「子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市教育振興基本計画」、「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「横浜市障害者プラン」など、その他関連計画との整合性を図りながら策定
- より多くの市民や関係者が、歯科口腔保健の重要性を理解できるよう、多様な取組や関係機関・団体の活動と連携して推進

骨子案と考え方

歯科口腔保健の現状と方向性

横浜市の歯科口腔保健の現状

…国が示す「歯科保健の推進に関する基本的事項」を中心に、調査結果等のデータをもとに世代別・対象増別に記載（国、県のデータとも比較）

取組の基本的な方向性

…歯科口腔保健の維持・増進のために世代別・対象像別の課題について取り組む

歯科口腔保健の推進に関する施策

ライフステージ・対象像等に着目した施策

乳幼児期

- 口腔機能の獲得、向上
- むし歯、歯周病予防、早期発見早期治療

学齢期

- 定期的な歯科検診

成人期

- 等のライフステージ別の特徴、機関連携を踏まえた施策・目標

高齢期

妊産婦

- むし歯、歯周病予防、早期発見早期治療

障害児・者

- 家族やサービス従事者への啓発・指導

要介護高齢者

- 等、対象像の特徴や連携の視点を踏まえた施策・目標

強化して取り組む施策

- 食育の推進、糖尿病等の生活習慣病予防との連携
- 市民への情報提供、関係機関・地域の活動団体との情報共有及び連携
- 喫煙による影響への対策
- 災害に備えた対策

関係者の役割

- 市民の役割
- 歯科医療等関係者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等）の役割

- 保健医療等関係者及び事業者（保健、医療、福祉、介護従事者等）の役割
 - 保育・教育・企業等事業所・施設の役割
 - 地域活動団体等の役割
 - 行政の役割
- …について、計画推進のために各々求められる主な取組みを記載

計画推進に向けて

計画の推進・評価体制

…健康横浜2.1推進会議に「横浜市歯科口腔保健推進検討部会」を設置
専門的な見地から施策の評価・検討、進捗管理、健康横浜2.1推進会議への報告 等の評価体制を記載

I 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

- (1) 歯周病と全身疾患との関連性や、口腔機能の低下が身体の衰えにつながるなど、歯科口腔保健の維持・増進は健康寿命の延伸、生活の質の向上に寄与することがわかってきた。
- (2) 歯科口腔保健の維持・増進には乳幼児期からの適切な生活習慣や各ライフステージに応じた検診・治療を促す必要がある。
- (3) 市民の中には自ら歯科口腔保健の維持・増進に取り組むことが困難で、周囲の積極的かつ十分な支援が必要な方もおり、総合的な施策の展開が期待されている。
- (4) 歯科口腔保健の維持・増進のためには、市民、関係機関・団体等がその重要性を理解し、情報を共有し、連携して取り組むことが必要である。
- (5) 全身の健康を維持・増進するためには、歯科口腔保健の施策のみを単独で進めるのではなく、保健・医療・福祉、労働衛生、教育、食育など関連分野における施策と連携し、最新の知見に基づいて一体的に進めていく必要がある。

2 目的

市民が生涯にわたって健康を維持し、その人らしくいきいきと暮らしていくために、各ライフステージ・対象像に応じた特性を踏まえた施策の方向性、市民、歯科医療等の関係機関・団体と、行政の役割を明確にし、市民の歯と口腔の健康づくりを着実に推進する。

3 計画の位置づけ

- (1) 「横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例」第9条の規定に基づき、「歯科口腔保健の推進に関する法律」、国が示す「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を踏まえて策定する。
- (2) 市の総合的な健康づくりの指針である「健康横浜21」との統合を見据えた内容とするとともに、「よこはま保健医療プラン」、「子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市教育振興基本計画」、「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「横浜市障害者プラン」など、その他関連計画との整合性を図りながら策定する。
- (3) また、より多くの市民や関係者が、歯科口腔保健の重要性を理解できるよう、多様な取組や関係機関・団体の活動と連携して推進する必要がある。

4 計画期間

基礎的な計画については、令和3年度から令和4年度末の2年間を期間とし、令和5年度以降は関連分野との総合的な事業展開を図るため、第3期健康横浜21に統合し、最長で10年間の計画とする。（計画期間中に、中間評価を実施し計画の一部を修正することができるものとする。）

II 歯科口腔保健の現状と方向性

1 横浜市の歯科口腔保健の現状

国が示す「歯科保健の推進に関する基本的事項」を中心に、調査結果等のデータをもとに世代別・対象像別に記載（国、県のデータとも比較）

2 取組の基本的な方向性

歯科口腔保健の維持・増進のために世代別・対象像別の課題について取り組む。

Ⅲ 歯科口腔保健の推進に関する施策（別紙参照）

1 ライフステージ・対象像等に着目した施策

- (1) 乳幼児期
- (2) 学齢期
- (3) 成人期
- (4) 高齢期
- (5) 妊産婦
- (6) 障害児・者
- (7) 要介護高齢者（在宅療養者）
- (8) 世代を超えた総合的な施策

2 上記1と連携して、強化して取り組む施策（本市独自の取組）

- (1) 食育の推進及び糖尿病等の生活習慣病予防と連携した取組
- (2) 保育・教育・事業所・施設・団体等との連携、保健・医療・福祉・介護・支援団体等の関係機関、地域の多様な活動団体等と、必要な情報の共有を行い、連携して取り組むこと。
- (3) 喫煙による影響に対する対策
- (4) 災害に備えた対策

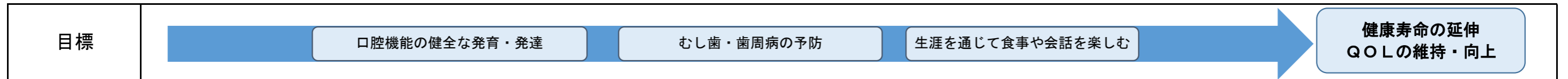
3 関係者の役割（詳細な役割については世代別・対象像別に記載する）

- (1) 市民の役割
 - ア 歯科口腔保健に関する理解を深める。
 - イ 歯科健診及び歯科保健指導を活用するなど、自ら歯科口腔保健に取り組む。
- (2) 歯科医療等関係者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等）の役割
 - ア 良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導の実施
 - イ 保健医療等関係者との連携
 - ウ 市が実施する施策への協力
- (3) 保健医療等関係者及び事業者（保健、医療、福祉、介護従事者等）の役割
 - ア 日常生活において取組が困難な者への必要な支援の実施
 - イ 歯科医療等関係者との連携
- (4) 保育・教育・企業等事業所・施設
 - ア 所属する市民やその家族等に対し歯科口腔保健に関する理解促進を働きかける
 - イ 所属する市民の歯科口腔保健に係る健康診査・予防・治療の機会確保に努める
- (5) 地域活動団体等
 - ア 行政や関係機関が地域で展開する歯科口腔保健に関する普及啓発事業に参加し理解を深める。
 - イ 地域住民や支援対象者の歯科口腔保健を推進する視点を日常の活動に取り入れる。
- (6) 行政の役割
 - ア 歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、運動の促進
 - イ 国、県、歯科医療等関係者及びその他多様な事業者・関係機関・団体等との連携・協力
 - ウ 計画の策定、施策の推進・評価

Ⅳ 計画の推進・評価体制

本計画を推進するため、「健康横浜 2 1 推進会議」に「横浜市歯科口腔保健推進検討部会」を設置し、専門的な見地から施策の評価・検討、進捗管理を行い、その結果を健康横浜 2 1 推進会議に報告を行う。

歯科口腔保健推進計画の策定に関する基礎資料(案)



	ライフステージ別				対象像別		
	乳幼児期	学齢期	成人期	高齢期	妊産婦（妊娠期）	障害児・者	要介護高齢者（在宅療養者）
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・乳歯が生え、食べる機能を獲得する時期 ・乳歯はむし歯になりやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳歯から永久歯に生え変わる時期 ・むし歯や歯周病の予防と生活習慣の改善に自ら取り組む時期 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病に注意が必要な時期 ・就職等ライフスタイルの変化により健康への関心が薄れる時期 ・仕事、子育て等により、定期的な歯科受診が受けにくくなる時期 ・歯周病の増加と悪化が進む時期 	<ul style="list-style-type: none"> ・食への関心が低下する時期 ・生活習慣病の重症化など、全身疾患を発症しやすい時期 ・口腔機能の低下によりフレイルに移行しやすい時期 ・歯の喪失が進み、口腔機能が低下する時期 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性ホルモンの変化等で口腔内が悪化しやすい時期 ・胎児の歯が形成される時期 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の特性、個人の特性に応じたケアニーズが高い ・自ら口腔ケアを行うことが困難なため、むし歯や歯周病のリスクが高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症や麻痺など個人の特性に応じたケアニーズが高い ・自ら口腔ケアを行うことが困難なため、むし歯や歯周病のリスクが高い ・医療依存度が高く全身管理を要する状態である ・食えることが生命の維持に直結しやすい状態
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔機能の向上に取り組む ・適切な歯科口腔ケア習慣の取得 ・定期的な歯科健診 ・むし歯の予防 ・むし歯の早期発見早期治療 ・多数のむし歯がある子と親に対する適切な支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔機能の向上に取り組む ・適切な歯科口腔ケア習慣の取得 ・定期的な歯科健診 ・むし歯や歯周病の予防 ・むし歯や歯周病の早期発見早期治療 ・食育（食の関心）の推進 ・喫煙の害に関する知識の習得 ・多数のむし歯がある子と親に対する適切な支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な歯科口腔ケアの習慣化 ・定期的な歯科健診 ・むし歯や歯周病の予防 ・むし歯や歯周病の早期発見早期治療 ・生活習慣病の予防 ・全身の健康と歯科口腔保健の関連について理解を深める ・禁煙支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な歯科口腔ケアの習慣化 ・定期的な歯科健診 ・むし歯や歯周病の予防 ・むし歯や歯周病の早期発見早期治療 ・口腔機能の維持 ・生活習慣病の重症化予防 ・全身的な健康管理への対応 ・禁煙支援 ・独居の方の健康管理への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・むし歯や歯周病の早期発見・早期予防 ・丈夫な歯を作るための食生活 ・禁煙支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ歯科医師による定期的な予防処置等 ・むし歯や歯周病の早期発見早期治療 ・家族や、サービス従事者への適切な歯科口腔ケアの啓発・指導 ・支援する関係者や、かかりつけ医師と高度治療を担う医師の良好な連携を維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ歯科医師による定期的な予防処置等 ・むし歯や歯周病の早期発見早期治療 ・家族や、サービス従事者への適切な歯科口腔ケアの啓発・指導 ・支援する関係者の良好な連携を維持 ・円滑な医科歯科連携のしくみをつくる

		ライフステージ別				対象像別		
		乳幼児期	学齢期	成人期	高齢期	妊産婦（妊娠期）	障害児・者	要介護高齢者（在宅療養者）
（機関・連携団体等）	主な相談・支援機関及び団体	地域子育て支援拠点			地域包括支援センター	地域子育て支援拠点	基幹相談支援センター 地域療育センター 精神障害者生活支援センター 障害児者サービス事業所 障害者団体、ボランティア団体	地域包括支援センター 介護サービス事業所
		地域活動団体（保健活動推進員・ヘルスマイトなど）						
		地域ケアプラザ						
	所属主な場所	保育園・幼稚園	小・中・高校・専門学校・大学	企業			小中学校（個別支援学級） 特別支援学校 地域活動支援センター（作業所）	
		地域・家庭・入居施設・入所施設						
	医療機関	歯科医療機関・医療機関・薬局（医師会・歯科医師会・薬剤師会）						
強化して取り組む施策	食育推進	食べる機能の発育・発達に関する啓発		口腔機能の維持向上に関する啓発（オーラルフレイル対策等）				
		食事の自立	食べ方の学習	早食い・食べ過ぎ防止	窒息予防		窒息予防	
		歯の形成に必要な栄養を摂取				歯の形成に必要な栄養を摂取	咀嚼・嚥下機能の程度に合わせた食事	
	栄養バランスの良い食事							
噛ミング30の推進								
	喫煙対策	喫煙・受動喫煙による健康影響の啓発		喫煙・受動喫煙による健康影響の啓発＋禁煙支援				
	災害への備え	災害時の口腔ケアの重要性・方法や備えについて啓発						
行動目標				口から食べるを維持する				口から食べるを維持する
	しっかり噛んで食後は歯磨き		定期的に歯のチェック					
				オーラルフレイルを予防する		歯科診療の機会の確保		
			生活習慣病を予防・管理する					